

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和5年4月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和5年4月6日(木)午後1時30分

四條畷市役所 東別館第2付属棟1階 大会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、土井 一憲、北田 澄子 築山 義治、林 秀一、浦川 秀一、久門 廣美 田伏 和司、平井 勉、小林 克重

2 本日の欠席委員

狭山 清隆

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主任	森 大和
事務局書記	久保 光希

4 本日の議案

日程第1 [議案第132号] 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
日程第2 [議案第133号] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認決定の件
日程第3 [議案第134号] 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件
日程第4 [議案第135号] 四條畷市農業委員会委員の辞任の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、土井 一憲委員と築山 義治委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願い致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第132号

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第132号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

農地の賃貸借は農地法第18条において、知事の許可を受けなければ解約できないことになっております。ただし、合意による解約がその解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものについては、農業委員会への届出を行うことにより許可を要しません。

今回は農地を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に書面において合意解約が成立しておりますので、知事の許可は不要になり、農業委員会への通知のみになります。

番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。

大字下田原1170-1は下田原ポンプ場の南東側付近で、現況は、現地写真1ページ目の1段目の左側のとおりです。

今回、賃貸借の合意解約に至りましたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を受理致しました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員
議長

なし。

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第2

議案第133号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認決定の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第133号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

この法律は、農業者の経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする法律であり、市が貸し手と借り手の間に入り、農地利用計画を作成することで権利を移動させます。

番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。

大字上田原120はグリーンホール田原の西側付近でございます。

現況は、現地写真の1ページ目の1段目の右側のとおりです。

貸借期間は1年であります。

事務局からは、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員
議長

なし。

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第3

議案第134号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第134号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものでございます。この案件につきましては、林委員が申請者であるため、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限がありますので、一時ご退席いただきます。

番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。

二丁通町144は、くすのき小学校の西側付近でございます。

現況は、現地写真1ページ目の2段目の左側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号2の場所については、位置図No4・5をご覧ください。

岡山東3-470ほか9筆は、忍ヶ丘保育園の東側付近、砂1-76-3、西中野3-195-1、-2は岡部小学校の西側付近でございます。

現況は、現地写真1ページ目の2段目の右側から2ページ目の4段目の右側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号3の場所については、位置図No6をご覧ください。

田原台3-22-1は、阪奈サナトリウムの北西側付近でございます。

現況は、現地写真3ページ目の1段目の左側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員
議長

なし。

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第4

議案第135号

四條畷市農業委員会委員の辞任の件

議長
事務局長

議案第135号につきまして、事務局より議案を朗読します。

その前に、本件について、議案を差し替えたいと思いますが、議長よろしいでしょうか

議長
事務局長

理由はなんでしょうか？

議案第135号について、対象者の委員の情報が不足しておりましたので、議案書を差し替えたいと思います。

議長
全委員

みなさま、議案の差し替えを承認したいと思います。よろしいですか
はい

議長
事務局長

では、議案の差し替えを承認します

ありがとうございます。それでは、議案第135号については差し替えし、

事務局書記

朗読いたします。議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農業委員は非常勤の公務員としての身分を有しており、辞任については、農業委員会等に関する法律第13条によって「委員は、正当な事由があるときには、市町村町及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と定められております。

今回、3月10日付けで、狭山委員から傷病により農業委員の業務ができなくなったため、辞任届が提出されました。

正当な事由にあたるかの判断基準ですが、社会通念に従い一般の良識に基づいて判断するものでございます。

事務局からは以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記